

かつてわれわれは Dysarthria を「構音障害」と呼んでいた、 といえる新たな時代を迎えよう：小島氏への異論

西尾 正輝

Dysarthria はかつては構音器官のレベルで生じる不完全な構音 articulation の障害と定義された。しかし、その後、発声発語器官全体の（あるいはいずれかの）レベルで生じる speech の障害として拡大して理解されるようになり、現在では広く共通の理解に至っている¹⁻⁴⁾。すなわち、dysarthria を「構音の障害」としてとらえる解釈は古典的定義であり、「speech の障害」としてとらえる解釈は今日の正しい定義である。

国内でも dysarthria は構音障害として呼ばれてきたが、かつて筆者はこうした定義上の歴史的変遷を踏まえ、構音障害という訳語をあてることはすでに時代的に適切ではないことを指摘した⁵⁾。また、dysarthria と motor speech disorders との間に訳語上の混乱が生じていることを指摘した。そして、motor speech disorders を「運動性発話障害」と呼び、dysarthria を英語のまま dysarthria とするか、もしくは仮名で「ディサーシア」と呼ぶように提唱した。

さて、本学会誌 40 巻 4 号で小島氏⁶⁾が提唱する論を読み、これを看過することはこの領域の発展にかかわる問題であると受けとめ、一筆啓上する次第である。Dysarthria に構音障害の術語をあてたい、とする小島氏の見解は国際的潮流に大きく逆行している。「…言葉の音環境をふまえた構音動作の正確さは基本であろう…」というのは、発話障害に対して構音障害という術語をあてる論拠とはなりえていない。Speech physiology の基本的理論から外れている。加えて、「便宜」という理由で dysarthria に「運動性」という術語を使用したいというのも、学問的ではない。「運動性」という術語を dysarthria にあてることは、すでに詳述した通り当を欠いており⁵⁾、再び混乱を招来するおそれをはらんでいる。峻拒すべきである。

とまれ、小島氏の論において構音 articulation と発話 speech との区分は曖昧である。構音は発話の一側面として理解すべきであり、両者を明確に区分すべきである。構音を拡大して解釈し発話との相違を曖昧

するというのは、ひとり小島氏のみならず、国内においてしばしばみられてきた悪しき傾向であった。原著では speech とされているものが構音として訳出された例は枚挙にいとまがない。こうした見解が堂々と提出されるのは国内では speech physiology という領域が未発展であることをも反映しているのではないだろうか。

最後に、dysarthria の分類システムは今日国際的にある程度の見解の一致がみられている。Darley ら⁴⁾の分類システムに UUMN を加えたシステムが普及しつつある^{3,7)}。小島氏の提唱する分類はこうした国際的潮流とは外れた特異なものである。なぜこのような特異な分類システムを提唱する必要があるのか、理解しがたい。

文 献

- 1) Yorkston, K.M., Beukelman, D. R., Bell, K. R. : Clinical management of dysarthric speakers. PRO-ED, 1988.
- 2) Dworkin, J.P. : Motor speech disorders : a treatment guide. Mosby, 1991.
- 3) Duffy, J.R. : Motor Speech Disorders. Mosby, 1995.
- 4) Darley, F.L., Aronson, A. E., Brown, J. R. : Motor Speech Disorders. W. B. Saunders Co., Philadelphia, 1975.
- 5) 西尾正輝 : Motor Speech Disorders と Dysarthria をめぐる定義および翻訳用語上の混乱と誤りについて。総合リハ, 22 : 861-865, 1994.
- 6) 小島義次 : 発声発語運動遂行の障害は「運動性構音障害」としたい。音声言語医学, 40 : 402-402, 1999.
- 7) Dworkin, J.P., Hartman, D.E. : Cases in Neurogenic Communication Disorders Singular Publishing Group, Inc., 1994.